

秋田の中小企業振興に関する「地域勉強会」を募集します

1 秋田県中小企業振興条例について

県では、「秋田県中小企業振興条例」（平成26年3月制定）及び同条例に基づく指針により、県内中小企業の振興に取り組んでいます。

2 「あきたの企業元気づくり指針」について

令和4年度からの中小企業の振興に関する県の施策の方向性について、第3期となる「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」（略称：あきたの企業元気づくり指針）を策定しました。本指針に基づき、県内中小企業・小規模企業者の生産性向上、経営基盤強化等を図っていくほか、条例の普及啓発を一層図っていくため、「地域勉強会」を県内各地で進めます。

3 中小企業の皆様と一緒に考える「地域勉強会」について

各地で実施されている中小企業者の会合などに県職員が参加し、中小企業振興条例に基づく施策や補助事業等を説明するとともに、県の施策についての意見交換を行います。

4 「地域勉強会」を募集します

各地域の様々な方々と意見交換を行うため、商工団体の既存の各種会合のほか、商店街活性化の検討会、特産品開発の研究会、異業種交流会、若手・女性経営者の会、金融機関・各種組合・市町村の勉強会などで、県職員が参加可能なものを募集します。

○県職員は産業労働部を中心として2～3名が参加します。

○膝を交えてリラックスした意見交換ができるよう、参加人数はなるべく少ない方が効果的です。

○「地域勉強会」だけが目的でない、既存の定例会等の時間の一部を割り当てる場合でも可能です。

○ご意見を次年度に向けた施策の見直しに生かすため、なるべく年度前半（4～8月頃）に実施したい考えです。

○開催日は平日の夜や休日等であってもお受けします。（事前の日程調整により決定）

○所要時間は説明と質疑を含め1時間30分程度を想定しています。

（既存行事内で実施の場合は40分程度での実施も可）



5 「地域勉強会」の開催イメージ

- (1) 地域の主催者が会を進行
- (2) 条例の趣旨や施策の補助事業等について県職員が説明（時間割当てや業種に合わせて内容調整）
- (3) 参加者による自由な意見交換（経営上の課題や悩み、県や商工団体に対する要望など）

6 お申し込み方法

次の開催申込書により、ファクスかメールでお申し込みください。ご不明の点はお電話等でお問い合わせください。

別紙 秋田の中小企業振興に関する「地域勉強会」開催申込書

7 お問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業政策課 企画班 まで

住 所 〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1 県庁第2庁舎3階

電 話 018-860-2214

FAX 018-860-3887

メール sansei@pref.akita.lg.jp